

2012年3月16日

各位

太平洋セメント株式会社

セメント焼成炉の排ガス中放射能濃度調査結果について（お知らせ）

標記の件、平成23年8月30日付で公布、施行されました放射性物質汚染対策特別措置法に基づく規則が、同年12月14日付で公布、平成24年1月1日付で施行されました。

同法では、特定産業廃棄物、特定一般廃棄物を処理する施設及び、指定の地域に所在する同施設に対し、濃度測定等が義務付けられました。

当社では、大船渡工場（岩手県）、熊谷工場（埼玉県）、埼玉工場（同左）のセメント焼成炉の排ガスがこれに該当しており、その結果についてお知らせ致します。

【調査結果】

1. 大船渡工場

1号キルン 不検出（2月10日採取）でした。

5号キルン 不検出（1月24日、2月9日採取）でした。

※1号キルンは1月の運転は短期間となり、2月初旬に採取しました。

2. 熊谷工場

2号キルン 不検出（1月16日、2月3日採取）でした。

3. 埼玉工場

6号キルン 不検出（1月24日、2月8日採取）でした。

4. その他

上記の他、平成23年10月頃より各工場自主測定を行いましたが、この結果も全て不検出となっています。

【備考】

放射能濃度限度は、3ヶ月間の平均濃度が以下であることが求められています。

$$\frac{\text{セシウム 134 の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{\text{セシウム 137 の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leq 1$$

以上